

			平成16年	2月19日				
			教授会承認					
改正	平成16年	12月16日	改正	平成27年	7月16日			
改正	平成17年	2月17日	改正	平成27年	9月17日			
改正	平成19年	2月15日	改正	平成27年	11月19日			
改正	平成20年	1月24日	改正	平成28年	1月21日			
改正	平成22年	2月18日	改正	平成28年	5月19日			
改正	平成22年	5月20日	改正	平成28年	7月21日			
改正	平成22年	10月21日	改正	平成29年	2月16日			
改正	平成23年	7月21日	改正	平成29年	7月1日			
改正	平成24年	1月19日	改正	平成30年	1月18日			
改正	平成24年	3月15日	改正	平成30年	4月19日			
改正	平成25年	1月17日	改正	平成30年	5月17日			
改正	平成25年	7月18日	改正	平成31年	1月17日			
改正	平成25年	12月19日	改正	令和1年	5月16日			
改正	平成26年	1月16日	改正	令和1年	6月20日			
改正	平成26年	7月17日	改正	令和2年	1月16日			
改正	平成27年	1月15日	<u>改正</u>	<u>令和</u>	<u>年</u>	<u>月</u>	<u>日</u>	
改正	平成27年	5月21日						

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科及び東京大学教養学部の教員の任期に関して定めることを目的とする。

(任期)

第2条 東京大学大学院総合文化研究科長又は教養学部長（以下「研究科長」という。）は、大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項各号に規定するいずれかの職に該当すると認めるときは当該組織（分野）の職に任期を定めるものとする。

2 前項の教員の職、任期及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

(再任委員会)

第3条 再任を希望する教員は、原則として任期の満了する日の1年前までに、研究科長へ文書で申し出なければならない。ただし、任期が1年以下の職に採用された教員については、6月前までに行うものとする。

2 再任希望の申し出があった場合、研究科長は速やかに当該者の再任について審議するため再任委員会を設置しなければならない。

3 前項の再任委員会の組織及び運営については、別に定める。

4 審議の対象となる教員は、再任委員会に加わることはできない。

(再任)

第4条 研究科長は、再任委員会の審議の結果を教授会に付議し、再任の可否について諮らなければならない。

2 研究科長は原則として当該教員の任期の満了する日の6月前までに、再任の議決を行わなければならない。ただし、前条第1項ただし書により再任を希望した教員については、3月前までに行うものとする。

(再任理由の公表)

第5条 研究科長は、再任後に再任理由を公表しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2 この規則による改正後の別表教養教育開発機構の開発部門及び評価部門の項の対象となる職の任期又は再任された任期の末日は、平成22年3月31日を超えないこととはできない。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

2 この規則の施行の際現に任期を定めて任命されている助教授については、職名を准教授に改め、その任期は、この規則の改正前に付されていた任期の末日まで

とする。

- 3 この規則の施行の際現に任期を定めて任命されている助手については、助教に配置換えし、その任期は、当該配置換え前に付されていた任期の末日までとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表に規定する教養教育開発機構実施部門教養教育専担分野高等教育融合領域の項に任期を定めて任命されている教員のうち、教養学部の組織変更のため、平成22年4月1日付けで改正後の別表に規定する教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育融合領域の項に配置換えとなる者の任期は、同表の規定にかかわらず、当該配置換え前に付されていた任期の末日までとする。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

て適用する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、令和1年7月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

別表

部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	言語情報科学専攻 国際研究先端大講座学際複合分野	教授 准教授	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。
	言語情報科学専攻 国際研究先端大講座先端領域分野	教授 准教授 講師 助教	3年	再任不可。
	言語情報科学専攻 国際研究先端大講座融合領域分野	教授 准教授 講師 助教	1年	再任不可。
	言語情報科学専攻 国際研究先端大講座総合学術分野	教授 准教授 講師 助教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。
	超域文化科学専攻 国際研究先端大講座学際複合分野	教授 准教授	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。
	超域文化科学専攻 国際研究先端大講座先端領域分野	教授 准教授 講師 助教	3年	再任不可。

超域文化科学専攻 国際研究先端大講 座融合領域分野	教授 准教授 講師 助教	1年	再任不可。
超域文化科学専攻 国際研究先端大講 座総合学術分野	教授 准教授 講師 助教	3年。ただし、令 和4年3月31日 を超えることはで きない。	再任不可。
地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座学際複合分野	教授 准教授	3年。ただし、令 和4年3月31日 を超えることはで きない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。
地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座先端領域分野	教授 准教授 講師 助教	3年	再任不可。
地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座融合領域分野	教授 准教授 講師 助教	1年	再任不可。
地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座総合学術分野	教授 准教授 講師 助教	3年。ただし、令 和4年3月31日 を超えることはで きない。	再任不可。
国際社会科学専攻 国際研究先端大講 座学際複合分野	教授 准教授	3年。ただし、令 和4年3月31日 を超えることはで きない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。
国際社会科学専攻 国際研究先端大講 座先端領域分野	教授 准教授 講師 助教	3年	再任不可。
国際社会科学専攻 国際研究先端大講 座融合領域分野	教授 准教授 講師 助教	1年	再任不可。
国際社会科学専攻 国際研究先端大講 座総合学術分野	教授 准教授 講師 助教	5年	再任不可。
広域科学専攻自然 体系学講座光エネ ルギー変換分野	教授 准教授 講師 助教	5年。ただし、令 和8年3月31日 を超えることはで きない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和8年3月31日を超えることができない。
広域科学専攻国際 研究先端大講座先 端領域分野	教授 准教授 講師 助教	3年	再任不可。
広域科学専攻国際 研究先端大講座融 合領域分野	教授 准教授 講師 助教	1年	再任不可。
広域科学専攻国際 研究先端大講座総 合学術分野	教授 准教授 講師 助教	3年。ただし、令 和4年3月31日 を超えることはで きない。	再任不可。

広域科学専攻国際研究先端大講座学際複合分野	教授 准教授 講師	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。
地域文化研究専攻地中海・イスラム地域文化講座イスラム比較地域論分野	准教授 講師	5年。ただし、令和10年3月31日を超えることができない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和10年3月31日を超えることができない。
広域科学専攻物質設計学講座機能性高分子化学分野	准教授 講師	5年。	再任可。ただし、1回限りとする。
広域科学専攻情報システム学講座総合情報学分野	准教授 講師	3年。ただし、令和3年3月31日を超えることはできない。	再任不可。
広域科学専攻自然体系学講座生態学分野	准教授 講師	5年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和5年3月31日を超えることができない。
超域文化科学専攻国際研究先端大講座学際文化分野	講師	5年。ただし、令和6年3月31日を超えることはできない。	再任不可。
地域文化研究専攻国際研究先端大講座学際複合分野	講師	4年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。
広域科学専攻認知行動科学講座認知行動科学分野	講師	3年	再任可。ただし、1回限りとする。
言語情報科学専攻の全講座（国際研究先端大講座先端領域分野、国際研究先端大講座融合領域分野及び国際研究先端大講座総合学術分野を除く。）	助教	2年	再任不可。
地域文化研究専攻の全講座（国際研究先端大講座先端領域分野、国際研究先端大講座融合領域分野及び国際研究先端大講座総合学術分野を除く。）	助教	2年	再任不可。
国際社会科学専攻国際関係論講座国際関係論分野	准教授 講師	5年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。
国際社会科学専攻国際関係論講座国際関係論分野	助教	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は1年とする。
国際社会科学専攻公共政策論講座公共政策論分野	助教	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は1年とする。

広域科学専攻環境 応答論講座植物分 子生物学分野	助 教	5 年	再任不可。
広域科学専攻生命 情報学講座分泌生 理学分野	助 教	5 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 2 年とする。
広域科学専攻生命 情報学講座発生細 胞生物学分野	助 教	5 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 2 年とする。
広域科学専攻運動 適応科学講座身体 運動科学分野	助 教	5 年	再任不可。
広域科学専攻認知 行動科学講座身体 運動科学分野	助 教	5 年	再任不可。
広域科学専攻機能 解析学講座脳機能 計測分野	助 教	5 年	再任可。ただし、2 回限りとし、再任の場合の任期は 1 回目にあつては 3 年、2 回目にあつては 2 年とする。
<u>広域科学専攻機能 解析学講座物性物 理学分野</u>	<u>助 教</u>	<u>5 年</u>	<u>再任可。ただし、2 回限りとし、再任の場合の任期は 1 回目にあつては 3 年、2 回目にあつては 2 年とする。</u>
<u>広域科学専攻物質 計測学講座物理化 学分野</u>	<u>助 教</u>	<u>5 年</u>	<u>再任可。ただし、2 回限りとし、再任の場合の任期は 2 年とする。</u>
<u>広域科学専攻物質 設計学講座高強度 光科学分野</u>	<u>助 教</u>	<u>5 年。ただし、令 和 7 年 3 月 3 1 日 を超えることはで きない。</u>	<u>再任不可。</u>
広域科学専攻環境 応答論講座植物分 子生理学分野	助 教	4 年	再任不可。
広域科学専攻環境 応答論講座機能生 物化学分野	助 教	4 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 1 年とする。
広域科学専攻自然 体系学講座生態・ 進化学分野	助 教	5 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 2 年とする。
広域科学専攻自然 体系学講座多様性 生物学分野	助 教	5 年	再任不可。
広域科学専攻自然 体系学講座生命分 析化学分野	助 教	4 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 1 年とする。
広域科学専攻自然 体系学講座生物化 学分野	助 教	5 年	再任可。ただし、2 回限りとし、再任の場合の任期は 2 年とする。
広域科学専攻認知 行動科学講座認知 行動科学分野	助 教	3 年。ただし、令 和 3 年 3 月 3 1 日 を超えることはで きない。	再任可。ただし、1 回限りとし、再任後の任期は令和 3 年 3 月 3 1 日を超えることができない。
広域科学専攻生命 情報学講座生体機 能化学分野	助 教	4 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 1 年とする。

	広域科学専攻国際研究先端大講座学際複合分野	助 教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。
	広域科学専攻物質計測学講座物性物理学分野Ⅱ	助 教	5年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は3年とする。
	広域科学専攻生命機能論講座細胞編集工学分野	助 教	4年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は1年とする。
	広域科学専攻生命機能論講座分子細胞生物学分野	助 教	5年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。
	広域科学専攻複雑系解析学講座物性理論分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。
	附属グローバル地域研究機構アメリカ太平洋地域研究センター	助 教	3年。	再任不可。
	附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センター	助 教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和4年3月31日を超えることができない。
	附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅰ	准教授 講 師	3年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。
	附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅱ	講 師	5年。ただし、令和6年8月31日を超えることはできない。	再任不可。
	附属進化認知科学研究センター	准教授	5年	再任可。ただし、1回限りとする。
	附属進化認知科学研究センター	助 教	5年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。
	附属進化認知科学研究センターⅡ	助 教	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。
	附属国際環境学教育機構エネルギー資源論分野	准教授 講 師 助 教	3年	再任不可。
	附属国際日本研究教育機構学際的文化研究分野	准教授 講 師	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は1年とする。
教養学部	附属教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育融合領域	教 授 准教授 講 師	3年	再任可。ただし、1回限りとする。
	附属教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育先端領域	教 授 准教授 講 師	1年	再任可。ただし、1回限りとする。

附属教養教育高度 化機構実施部門教 養教育専担分野高 等教育特定領域Ⅰ	教 授 准教授 講 師	3 年	再任不可。
附属教養教育高度 化機構実施部門教 養教育専担分野高 等教育特定領域Ⅱ	教 授 准教授 講 師	2 年	再任不可。
附属グローバルコ ミュニケーション 研究センターカリ キュラム研究部門 領域Ⅰ	助 教	2 年	再任不可。
附属グローバルコ ミュニケーション 研究センターカリ キュラム研究部門 領域Ⅱ	助 教	3 年	再任不可。
附属グローバルコ ミュニケーション 研究センターカリ キュラム研究部門 領域Ⅲ	助 教	1 年	再任不可。